

令和 8 年 1 月 2 5 日執行予定

嬉野市長選挙

嬉野市議会議員選挙

選挙公営関係様式集

嬉野市選挙管理委員会

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契約期間	運 送 契約金額	
令和 年 月 日	(氏名等)	月 日 から 月 日	1 日 円	
	(住所) (TEL)		円	
令和 年 月 日	(氏名等)	月 日 から 月 日		
	(住所) (TEL)		円	

2 1に掲げる契約以外の契約による場合

タクシー

区分 項目	契約年月日 月 年 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契約金額	
自動車の借入れ	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
運転手の雇用	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
燃料代	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	自動車登録番号 又は車両番号	円	
	月 年 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	自動車登録番号 又は車両番号	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

タクシー

(表)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名	氏名等		
	住 所		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運 送 等 年 月 日	運送等金額	備 考
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	

備考（裏面参照のこと。）

(裏)

備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約について、及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、嬉野市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等)

印

(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用
ポスター等の作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 金庫 農協	店 支店
口座番号等	当座 普通	
フリガナ 口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の
場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、
燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和
45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両
番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4
号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量
及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものを
いう。)の写し)とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできませ
ん。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自
動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運 送 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運 送 契約期間	運 送 契約金額	
令和 年	(氏名等)	月 日		
月 日	(住所) (TEL)	から 月 日	円	
令和 年	(氏名等)	月 日		
月 日	(住所) (TEL)	から 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の契約の場合

レンタカー等

	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代表者 の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契約金額	
自 動 車 の 借 入 れ	令和 年 月 日	(氏名等)	月 日 から 月 日	円	
		(住所) (電話番号)			
	令和 年 月 日	(氏名等)	月 日 から 月 日	円	
		(住所) (TEL)			
運 転 手 の 雇 用	令和 年 月 日	(氏名等)	月 日 から 月 日	円	
		(住所) (電話番号)			
	令和 年 月 日	(氏名等)	自動車登録番号 又は車両番号	円	
		(住所) (電話番号)			
燃 料 代	令和 年 月 日	(氏名等)	自動車登録番号 又は車両番号	円	
		(住所) (TEL)			

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

レンタカー等

(表)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は 代 表 者 の 氏 名	氏名 等		
	住 所		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運 送 等 年 月 日	運送等金額	備 考
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	

備考（裏面参照のこと。）

(裏)

備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約について、及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、嬉野市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等)

印

(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 金庫 農協	店 支店
口座番号等	当座 普通	
フリガナ 口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運 送 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）その 3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙

候補者

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	氏 名		
	住 所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、嬉野市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等) 印
(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用
ポスター等の作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
3 令和 年 月 日執行 選挙
4 候補者の氏名
5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 金庫 農協	店 支店
口座番号等	当座 普通	
フリガナ 口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の
場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、
燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和
45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両
番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4
号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量
及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものを
いう。)の写し)とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできませ
ん。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自
動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第2号（第3条関係）その1

自動車燃料代確認申請書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙

候補者

次の自動車燃料代につき、嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等)
(住 所)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から嬉野市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

様式第3号（第3条関係）その1

自動車燃料代確認書

嬉 選 第 号
令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光 武 英 文 印

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

- 4 確 認 金 額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。

様式第 4 号（第 5 条関係）その 2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙

候補者

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	氏名等			
	住 所			
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	

備考（裏面参照のこと。）

(裏)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等)

印

(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポ
スター等の作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 金庫 農協	店 支店
口座番号等	当座 普通	
フリガナ 口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の
場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、
燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和
45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両
番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4
号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量
及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものを
いう。)の写し)とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできませ
ん。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自
動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

使用年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
令和 年 月 日		円 × 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第 1 号（第 2 条関係）その 2

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚 数	作成契約金 額	
令和 年 月 日	(氏名等)	枚	円	
	(住 所)			
	(電話番号)			
年 月 日	(氏名等)	枚	円	
	(住 所)			
	(電話番号)			

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第3条関係）その2

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等)
(住 所)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚
枚 数 計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から嬉野市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号
令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光 武 英 文



嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。

様式第 5 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙

候補者

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつては代表者の氏名	氏名等	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙におけるポスター掲 示場数		

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（1 円未満の端数は切上げ）

限度額＝単価×確認された作成枚数

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等)

印

(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 店 金庫 農協 支所	
口座番号等	当座 普通	
フリガナ 口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ポスター見本 1 枚を添付してください。

請 求 内 訳 書

当該選挙におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第5号）の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- （D）欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（1円未満の端数は切上げ）

- （E）欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- （G）欄には、（A）欄と（D）欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- （H）欄には、（B）欄と（E）欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第1号(第2条関係)その3

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚 数	作成契約金 額	
令和 年 月 日	(氏名等)	枚	円	
	(住 所)			
	(電話番号)			
年 月 日	(氏名等)	枚	円	
	(住 所)			
	(電話番号)			

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 様

令和 年 月 日執行
選挙
候補者

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等)
(住 所)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚
枚 数 計(A) + (B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から嬉野市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号
令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英 文 

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行
選挙

候補者

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	氏名等	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
備考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が嬉野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、嬉野市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 市長選挙 16,000枚
市議会議員選挙 4,000枚
 - 限度額 8円38銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

様式第6号(第6条関係)その3

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和 年 月 日

嬉野市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名
(氏名等)

印

(住 所)

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用
ポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求しま
す。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関	銀行 組合 金庫 農協		店 支所
口 座 番 号 等	当座 普通	番号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用
ビラ作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに市長に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、嬉野市に支払を請求することはできませ
ん。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラ見本1枚を添付してください。

別紙

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

賃貸借契約書

(選挙運動用自動車の使用)

..... (以下「甲」という)
と (以下「乙」という。)
の間に次のとおり選挙運動用自動車の賃貸借契約を締結する。

- 1 物件(自動車)の名称等 ※自動車検査証に記載されている事項を記入
- 1) 車名及び型式
- 2) 自動車登録番号又は車両番号
- 3) 所有者

2 契約期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

3 契約金額(使用料)

..... 円 消費税込みの金額
1日当り 円

4 使用方法

甲は、乙所有に係る上記物件を公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

5 請求及び支払い

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」第4条の規定に基づく金額(投票を行わないこととなったときは候補者の届出のあった日から投票を行わない事由が生じた日までの期間に係る金額)を嬉野市に対し請求するものとする。
- この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

6) その他

.....

.....

.....

.....

.....

甲 住 所

氏 名 (印)

乙 住 所

名 称
(法人の場合のみ) ㊞

(代表者) 氏名 ㊟

貸借契約書

(選挙運動用自動車の使用)

..... (以下「甲」という)
と (以下「乙」という。)
の間に次のとおり選挙運動用自動車の賃貸借契約を締結する。

- 1 物件（自動車）の名称等 ※自動車検査証に記載されている事項を記入
- 1) 車名及び型式
- 2) 自動車登録番号又は車両番号
- 3) 所有者

- ## 2 契約期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

- ### 3 契約金額（使用料）

	円	消費税込みの金額
.....		
1 日 当 り	円	
.....		

- ## 4 使用方法

甲は、乙所有に係る上記物件を公職選挙法第 141 条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

- ## 5 請求及び支払い

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」第4条の規定に基づく金額（投票を行わないこととなったときは候補者の届出のあった日から投票を行わない事由が生じた日までの期間に係る金額）を嬉野市に対し請求するものとする。
- この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

6) その他

.....

.....

.....

.....

.....

甲 住 所

氏 名 (印)

乙 住 所

名 称
(法人の場合のみ) 印

(代表者) 氏名 (印)

燃 料 供 給 契 約 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 燃 料)

..... (以下「甲」という。)

と燃料供給業者以下「乙」という。)との間に選挙運動用自動車に要する燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

1 燃料の供給を受ける自動車

公職選挙法第141条の規定に基づき候補者甲が使用する選挙運動用自動車 ※自動車検査証に記載されている事項を記入

1) 車名及び型式

.....

2) 自動車登録番号又は車両番号

.....

2 燃料供給期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

3 契約金額等

1 ^{リットル}当り 円 消費税込の金額

供 給 料 ^{リットル}

4 請求及び支払

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」第4条の規定に基づく金額(投票を行わないこととなったときは候補者の届出のあった日から投票を行わない事由が生じた日までの期間に係る金額)を嬉野市に対し請求するものとする。
- この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行なわなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により
嬉野市に帰属する場合は契約金額の全額を、上記1)による嬉野
市に対する請求金額が契約金額に満たない場合はその不足額を速
やかに支払うものとする。

5 その他

1.) 総供給量については確定しないため、令和 年 月 日
から令和 年 月 日までに1戸当たり . 円
で供給した量とする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

名 称
(法人の場合のみ)

(代表者) 氏名

雇 用 契 約 書

(選挙運動用自動車の運転手雇用)

使用者 (以下「甲」という。)
と 労 務 者 (以下「乙」という。)
との間に次のとおり雇用契約を締結する。

1 業 務 内 容

使用者甲の選挙運動用自動車の運転業務

2 雇 用 期 間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

3 契 約 金 額 (報 酬)

..... 円
1 日 当 た り 円

4 請 求 及 び 支 払

1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属すること
とならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市議
会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポス
ター等の作成の公営に関する条例」第4条の規定に基づく金額(投票を
行わないこととなったときは候補者の届出のあった日から投票を行わ
ない事由が生じた日までの期間に係る金額)を嬉野市に対し請求するも
のとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければ
ならない。

5 その他

.....

.....

.....

.....

.....

甲 住 所

氏 名 _____ (印)

乙 住 所 _____

氏 名 (印)

作成契約書

(選挙運動用ポスター)

選挙運動用ポスターの作成に関し、発注者.....
(以下「甲」という。)と受注者.....
.....(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

1 作成物の名称

公職選挙法第143条第1項第5号のポスター

2 作成物の規格

3 作成枚数

.....枚

4 契約金額

.....円

1枚当たり

.....円

5 納入方法

1) 納入期限

令和

年

月

日

2) 納入場所

6 請求及び支払い

1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」第11条の規定に基づく金額を嬉野市に対し請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により
嬉野市に帰属する場合は契約金額の全額を、上記1)による嬉野
市に対する請求金額が契約金額に満たない場合はその不足額を速
やかに支払うものとする。

7 その他

.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

(法人の場合のみ) 印

(代表者) 氏名 印

作成契約書

(選挙運動用ビラ)

選挙運動用ビラの作成に関し、発注者.....
(以下「甲」という。)と受注者.....
.....(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

1 作成物の名称

公職選挙法第142条第1項第6号のビラ

2 作成物の規格

3 作成枚数枚

4 契約金額円 1枚当たり円

5 納入方法

1) 納入期限 令和 年 月 日

2) 納入場所

6 請求及び支払い

1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により嬉野市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち「嬉野市長議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」条例第9条の規定に基づく金額を嬉野市に対し請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により
嬉野市に帰属する場合は契約金額の全額を、上記1)による嬉野
市に対する請求金額が契約金額に満たない場合はその不足額を速
やかに支払うものとする。

7 その他

.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

(法人の場合のみ) 印

(代表者) 氏名 印